

意外に知らないかもしれない保険の知識

ファイナンシャル・プランナー 福島 えみ子

先日の東北地方太平洋沖地震以来、保険に対する問い合わせが急増しているとのこと。平常は身の回りにはあるはずではなかった事象を身近に体験して、保険に対する関心がいつものにも増して高まっているようです。損害保険である地震保険のみならず、医療保険・終身保険をはじめとする生命保険にも関心が集まっています。

生命保険においては各保険会社こぞって地震での災害関係特約不適用を発表したニュースは記憶に新しいところですが、このニュースを聞いてそんな条項があったのか？と驚いた方も少なくなかったかもしれません。今回はこのような、約款をよく読んでいないとなかなか気づかないちょっとした意外な保険の知識をいくつかご紹介したいと思います。

まず初めに、この災害関係特約とはどのようなものなのでしょうか？まとめて災害関係特約と表わされていますが、約款上は「給付金（もしくは保険金）の削減支払」と表現されている場合が多いようです。この内容は、給付金もしくは保険金を“支払われないことがある場合”として、①地震・噴火・津波等自然災害時 ②戦争その他の変乱の場合を挙げ、かつ“これらを原因とした被保険者（保険の対象となる人を指します。）の数の増加が保険の計算の基礎に影響を及ぼす時”として、これらの条件が合致する場合には保険金を支払うかどうかを保険会社の判断で決定することができる、というものです。

なぜわざわざこのような条項を約款にしているのでしょうか？加入者である私達の立場からすると、地震や災害のような肝心な時こそ保険金を払ってもらわなければ困るよと言いたいところですが、保険料は過去の統計による死亡率の集積という確率理論によって計算されています。これは通常時の確率をもとに計算されているため、地震等の災害時及び戦乱時のような支払件数が劇的に増加する特殊事情時も支払対象に含めて計算するとなれば、私達が支払う保険料額は今の保険料額よりももっと高額になってしまいます。もしくは保険会社の経営さえ危うくしてしまうおそれもあるのです。

そこでこのような特殊事情の場合は、その時点の具体的事情を考慮したうえ、保険会社の任意で支払対象からはずすこともできるという条項をおいているのです。今回の地震では、総合的な観点から具体的検討を加えた結果、全ての保険金を支払うという判断がなされました。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

このように、“保険金が支払われないことがある場合”と規定されている場合もありますが、保険金支払条件に該当はするものの“保険金が（全く）支払われない場合”として予め規定されている場合もあります。

よく知られているところでは、被保険者の自殺の場合が思い出されるかと思います。保険法では、自殺を原因として保険金の支払いが免責される場合について、「被保険者が自殺をしたとき」（保険法第51条第1項）と規定をしているのみですが、実際の保険会社の運用では例えば責任開始日から2年以内というように保険法の規制よりもさらに緩和されており、また、何年以内の自殺が適用外かということについては個々の保険会社により異なります。この自殺での保険金支払免責ですが、理由としては先の災害関係特約と異なりいわゆるモラルハザードと呼ばれるものを起因としています。モラルハザードについては厳密な解説をするととても長くなってしまいますので、ここにおいては簡単に契約における信義則違反のようなものと理解してもらってもいいでしょう。

同様な例としてはこのほかに、被保険者の犯罪行為、例えば自ら刑法にふれるような犯罪に手を染めた際にケガをしたり死亡した時、また、泥酔状態が原因でケガや死亡した時、酒気帯び運転や無免許運転の間に生じた事故がもとでケガや死亡した時など、これらの被保険者側が違法性をおびていたり自ら招いた行為を原因とするようなときも支払対象から除外、つまり保険金の支払いがなされない場合となります。犯罪など違法な状態で保険金が支払われないというのは非常に納得のいくところだと思いますが、泥酔状態ではどうでしょうか？例年お花見シーズンや歓送迎会の多い春には、駅近くや公園、時には路上でお酒を飲みすぎて横たわっていたり夢の彼方へと旅立っていらっしゃる方々もめずらしくない日本では、ちょっとドキッとなさった方もいらっしゃるかもしれません。

こうした例のほか意外なところでは、「むちうち症」や腰痛の他覚所見がなく自覚所見を主訴として診断されるようなものもまた支払が除外されていることが多いようです。

そのほか、「被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故」を支払対象外としている保険も多くみられるところです。この「精神障害」というものは甚だ範囲の広い概念であるため、約款上「精神障害」としか明示していない保険会社がほとんどであることを鑑みれば、どのような場合が「精神障害」にあたるのかは個々の保険会社の判断に委ねられているところではあります。身近に思える認知証、うつ病をこの「精神障害」に入れている保険会社も多いようです。（保険会社によっては“医師の診断書次第”という回答もあり。）うつ病については最近話題にのぼることも多いので念の為補足しておく、ここで保険の支払対象除外とされているのは「精神障害を直接の原因と

する事故」にてケガや死亡の結果を招来した場合です。うつ病の治療に伴い入院した場合は入院給付金が支払われる保険会社が大勢ですので、この点は混同なされないよう注意が必要です。

いかがでしょうか？こうしていくつかの保険会社の約款を読みくらべてみると、基本的なところは変わらないものの、保険会社によって、また同じ保険会社でも保険商品によっても少しずつその内容は違い、なおかつ約款の文言が広義に規定されているため、実際の運用では差が出てくることも容易に予想されます。

このようにしてご紹介してみると、こんなに支払いがなされない場合があるなんて、保険に入るのはやっぱりどうなの？入った方がいいの！？と思われてしまうかもしれません。しかしながら、その結論をすぐに出してしまうのは早計です。

反対に、保険ってこんな場合も支払われるの？という場合もあるのです。

それは、例えば女性の妊娠。妊娠・分娩にともなう浮腫や高血圧性障害、妊娠中毒症などの合併症、または帝王切開など妊娠・分娩に際して誰にでもおこる可能性がありそうな場合も保険の給付金は支払われます（入院給付金）。帝王切開においては入院給付金に加え、手術給付金もあわせて支払われる場合もあります（ただし保険によるので約款を要確認です。）昔から妊娠は病気ではない、と言いならわされることもあったせいで、妊娠や出産で保険の給付を受けられる場合があることを実際意外に思う人もいるのではないのでしょうか？

保険とは日常何もない時にこそ備えておいて、その恩恵を受けるときというのはまさに非日常・思いもかけなかったとき、というのが実際のところ。今回の地震のような予想外の災害に接すると、自分の身にまさかの事態が起こることもあながちあり得ないことではない、という意識がいつもにもまして働くことかと思われます。

しかしながら、いざという事が起きてからでは間に合わないのが保険。この機会に自分の入っている保険が今の自分にぴったりあった保障内容なのか？保障の必要性や家計とのバランスはOKか？この際全てまとめて見直してみるというのもいいかもしれません。

保険は必要以上に入る必然性はありませんが、上手に活用すればいざという時の強い味方になってくれるもの。いつも自分に必要な保険とは何か？を意識しつつ上手に保険とおつきあいしてゆきたいものですね。